

平成26年度第1回成田市地域包括支援センター等運営協議会会議録概要

1 開催日時

平成26年8月5日（火）午後1時30分から午後2時30分

2 開催場所

成田市役所 議会棟3階 執行部控室

3 出席者

(委員)

亀山会長、藤江副会長、岩本委員、長谷川委員、宮前委員、阿部委員、
角田委員、以上7名

(欠席：鈴木(恵)委員、長島委員、鈴木(敬)委員、以上3名)

(事務局)

金崎福祉部長、池田社会福祉課長補佐

伊藤高齢者福祉課長、平岡主査

小川介護保険課長、三橋主幹、藤谷主事

西部南地域包括支援センター（大麻社会福祉士）

西部北地域包括支援センター（北村主任介護支援専門員）

中央地域包括支援センター（出村主任介護支援専門員）

東部地域包括支援センター（岩澤社会福祉士）

4 議題

- 1 地域包括支援センターの運営等に関すること
 - (1) 成田市の要介護・要支援認定者等の状況について
 - (2) 地域包括支援センターの事業実績について
 - (3) 介護予防支援業務の一部委託について
 - (4) 地域包括支援センターの業務評価について
- 2 地域密着型サービスの運営等に関すること
 - (1) 地域密着型サービスの状況について
 - (2) 他市町村に係る同意の状況について
 - (3) 地域密着型サービスの整備について
- 3 その他

5 議事

- 1 地域包括支援センターの運営等に関すること
 - (1) 成田市の要介護・要支援認定者等の状況について
高齢者福祉課長説明
 - (2) 地域包括支援センターの事業実績について
各地域包括支援センター管理者説明

●会長

内容がかなり具体的な部分もございますので、誠に恐れ入りますが、(3)に入る前に、ご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。

●委員

数値的な問題ですが、4支援センター合計するとケアプラン作成が、6千数回のケアプランの作成回数になるんですけど、成田市の要介護認定者数、介護認定者、要支援者を入れても3,200人、毎年、何回もケアプランを作成し直すんですか。ケアプランを作成し直す方の方が多いんでしょうか。あと、包括支援センターでケアプランを作成していますが、全てじゃないと思うんですけど、ケアマネージャーさんが独自でやられている場合もあると思うんですけど、その数値的な問題は、実際に介護認定者の数と比べると、大分、ケアプラン作成が多いように思うんですが、どういう内容なんでしょうか。

○中央包括

毎月の述べ件数です。

●委員

毎月のなんですか。分かりました。そうですね。結局、僕が患者さんを診ていて、ケア内容がそんなに変わっている様な印象は、状態が変化していれば変わっている人もいますけど。実際に、同じようなケアプランの内容になっている様なことが多いんでしょうか。

○西部北包括

これは、ケアプランの作成で、毎月、給付管理をしている数を載せてありますので、毎月、ケアプラン自体を新規で作成するのは、新規の認定を受けた時とか、更新時となります。毎月は給付管理数で出ております。状態が変わる方、直ぐに変わる方もいらっしゃいますし、ずっと何年も要支援のまま継続されている方もいらっしゃいます。途中で変更される方と色々いらっしゃいます。

●委員

要支援的に言うと、実際、ケアプランが全部で6,000で、大体、毎月12で割ると500人ぐらい包括支援センター経由のケアプランを立てているということですね。あと残りの大体2,000人~2,500人は、包括支援センターを通らないで、普通のケアマネージャーさんの施設の間で、介護がいつてるといふ考え方でよろしんでしょうか。

○西部北包括

要支援1.2に関しては、全て包括支援センターがケアプランを作成すること

になっているんですが、うちから委託を出すという形で、民間の居宅のケアマネージャーさんに、委託をしています。

●委員

これは各包括支援センターの作成委託というところに、括弧の中で、入っているんでそちらですね。それにしても5分の1ぐらいが、包括支援センター経由の人数が入っていないと、5分の4ぐらいは、実際に介護保険の方をいっているんじゃないのかと思われるんですけど、そんなことはないんですか。

○中央包括

使っている人もいらっしゃるし、また、移送サービスみたいなものを使っているために、受けている人もいます。

●委員

初めてまいりましたので、私の方、2年前のものとどうなっているのかな、と思って見せていただいたところですが、直接の患者さん、一般住民の方及び支援者からの相談が軒並み件数が上がっている。4つの何れの包括支援センターさん見て取れて、大変だな、と思って見せていただいたところなんですけど、中央地域包括支援センターさんの方、2年前と比べまして、総合相談事業、支援事業ですね、総合相談の述べ件数の方は、軒並み増えているんです。2年前、700だったのが、2,200、一方、虐待が疑われる相談は、前々年は58件計上されていたんですけども、今回ゼロというのは、計上の仕方が変わったんですか、それとも、本当に全くなかった、或いは、相談先の周知が変わったとか何かありますか。

○中央包括

人数的に入っていなかったんですけども、疑いは2名ぐらいはいたと思います。述べ件数でいくので、もっと本当はいたのかな、と思ったんですけど、数字的に入ってこなかったんで、ゼロにしたところがあります。相談件数の方は、やはり、周知されてきまして、ちょっと数が多くなってきているのかな、と思っています。

●委員

包括的・継続的ケアマネジメントの項目の中で、ケアマネージャーからの相談件数というのが、項目で挙がっているんですけど、この相談内容につきまして、どういう内容が多いんでしょうか。

○西部南包括

ケアマネージャーさんからの相談と言うと、やはり、今後の支援について相談したいというのがありますし、あと家族との調整だったり、入退院の支援の相談

であったり、福祉用具とか、色々連携する部分、支援とか介護が判らない時のケアマネさんへの依頼であったりとか、色々な部分で色々な相談をお受けします。

○東部包括

東部に関しても同様です。ケアマネージャーさんが持たれているケースで困っていることですか、そういう行き詰った時に、包括に相談に来られるケースが一番多いかと思います。

○中央包括

中央包括の方も意外と簡単なものから、困っているもの全て述べ件数で入っているのですけども、家族調整なんか結構入ってきています。

○西部北包括

うちの方のセンターもやはり、どのように利用者さんに接していいとか、やはりケアプラン上の悩みとか、そういうので、包括支援センターの職員と一緒に同行訪問してほしいとか、依頼がありますし、あと成年後見制度を利用した方がいいと思うんだけど、そういうのをどうしたらいいとか、そういう相談もかなりあります。

●委員

ケアマネさんからの相談を受けた時に、もし、包括で対応できないような相談があるとすれば、全て解決なされているかどうか、今の話では大体解決できているような様子なんですけども。中には中々難しいとか、ちょっと対応が十分にできていないとか、現実にあるのでしょうか。

○中央包括

確かにあると思います。そういう時は、市の方とか、或いは障害とか、社会福祉課とか、そういうところに連携して繋げています。

○西部南包括

解決できないといいますと、例えば介護認定を受けられていた方が、例えば要支援認定に変わられ、今まではデイサービスに週3回行けていたのに、週2回とか週1回しか行かれなくなってしまったという時に、今までのように、同じメンバーのところと同じだけ行きたいんですけども、地域に費用を払ってでもいけるデイサービスがなくて、地域の社会資源的な不足というのに関しては、どうしても対応できないというところがありました。

○東部包括

東部も他の包括さんと同じ様な形になるんですが、直ぐに解決できるものと、

直ぐに解決できないものは、比較的に分かれていまして、例えば虐待が疑われるようなケースの場合ですと、一回の訪問とかでは、直ぐに解決できないものから、なんとか一緒に訪問させていただいて、「包括っていうところもあるんだな」とご家族に知っていただくことから始めて、包括単体でも訪問して、長く関わらせていただいて、という方もなかにはいらっしゃるんで、正直、直ぐに解決できないケースも多々、多いかと思います。

○西部北包括

同じで、相談を受けても、全部が全部解決できないことも多々あります。そのときは、市の方とか、うちの方では、精神疾患の方もおり、県の佐倉保健所の方に、協力をいただいたりということも多々あります。

●委員

項目として、下の方に地域包括支援センター連絡会というのがあるんですが、これは4施設が集まっての連絡会ということでもよろしんでしょうか。そういうところで、事例とか解決できないお話し合いをされているということでもよろしんでしょうか。

○西部北包括

毎月、市の高齢者福祉課の方が中心となって、4包括が集まりまして、その時に事例検討会、各包括が年1例ずつ事例を持ち寄って、皆で話し合っただけ事例検討会をおこなっております。

●委員

私として知りたかったのは、内容ですね。色々な相談事で困難な内容。人権的な問題や権利擁護の問題がでましたけど、その他に色々な医療的な部分であるとか、介護的な部分であるとか、多職種で解決すると比較的分かりやすいけども、中々、メンバーとか揃わないということで、専門家の助言がほしいという様な場面があるかな、と思ひまして伺ったんですけど、その辺は解決できているということでもよろしんでしょうか。

○西部北包括

専門家の方を、今年は、弁護士の方をお呼びして、研修会を行う予定もありますので。

●会長

他の委員さんで、ご意見・ご質問ございますか。それでは、実績を受け止めて、ご質問・お答えも深いところに入ったかと思ひますけども、更に実績を高めていただけるようお願いしたいと思います。実績につきましては、ご承認いただい

ということにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、3点目の(3)介護予防一部委託につきまして、5ページの順番に従ってご報告をいただきたいと思います。

(3) 介護予防支援業務の一部委託について 各地域包括支援センター管理者より説明

●会長

各委員さんで、ご意見・ご質問ございましたらお願いいたします。

《質問・意見なし》

それでは、ご承認いただいたということで、ありがとうございました。

次に4点目、地域包括支援センターの業務評価について、事務局よりお願いいたします。

(4) 地域包括支援センターの業務評価について 事務局説明「自己評価結果について」(高齢者福祉課長)

●会長

ありがとうございました。それでは、委員の皆様の方で、ご意見・ご質問ございましたらお願いいたします。

●委員

10ページ目の項目27ですが、軒並みBが並んで、前回も今回もB、或いはAだったものが、Bという形でちょっと目に付いたんですが、これは何かここをAにするために、困難なことって何かあるんでしょうか。

○東部包括

支援計画をきちっと、例えば紙ベースだったりとか、そういう形の作成をしているかと言われたら、必ず全てのケース、紙ベースで作成できていない状況といったところですが、ただ、何も計画を立てていないわけではなくて、こういう風にしていきましょう、と職員間で情報を共有したりとか、方向性はきちっと作っているということで、Bという形で、東部に関してはBという形で、評価させていただいた状況です。

○西部南包括

西部南ですけれども、東部さんと同じ様に、パソコンの中で利用者さんの支援経過記録をずっと書いているんですが、その中で、今後どういった支援をしていっ

たらよいかであるとか、計画を立てて記入しております。ただ、先程も東部さんと同じ様に、具体的に帳票というか、紙ベースでその都度残しているかというところではないということで、Bにしています。

○中央包括

最初Aにしたのは、私の方でサービス担当者会議の用紙を使いながら、帳票の様な形でやっていたんですけど、他の包括支援センターは、帳票がないということで、きちんと帳票用紙、ネットなんかで見るときちんと用紙がある。それから見ると入るところに入っていないと思ったので、今回Bにさせていただきました。サービス担当者会議録のところには、そういう項目を付けながら、期間を付けて、モニタリングとかはしていたんですけど、帳票用紙の様には、きちんと入っていなかったもので、一応できているぐらいのちょっと下げさせていただきました。

○西部北包括

うちのセンターも他のセンターと同じで、常に4人の専門職で何か支援して、関わった時の話し合いをしているんですけども、支援経過には落としてはいるものの、ちゃんとした帳票というものができていないということで、Bにさせていただきました。日々大変忙しくて、今、相談件数が多くて、支援経過をパソコンに落とすのも大変な状況で、皆に入れてください、というのが、大変な状況でBにさせていただきました。

●委員

地域包括さん、すごくお忙しくされていることも承知しています。私も他の保健所で、包括さんを頼りに結核の患者さんですとか、サポートしていただいたりとか、お忙しいのは承知していて、Aになるといいな、Aと書ければいいのに、Bで謙遜して書いて、簡単に書けて、書いてるよ、というのがあったらいいと思います。現場をよく存じませんので、そんなものないよっていうのかもしれませんが、丸だけ付けるような簡単なものがあると、Aにしたらいいのにな、と思ったので、ちょっとお聞きしました。

●会長

他の委員さんの方で、ご質問・ご意見ございますか。

この内容につきまして、ご承認いただいたということにさせていただきます。モニタリングについては、委員からご質問・ご意見がございましたけれども、モニタリングの方法とございますか、更に深めてお願いしたいと思います。

続きまして、2番目の地域密着型サービスの運営等に関することについて、事務局より説明をお願いします。

2 地域密着型サービスの運営等に関すること 事務局説明（介護保険課長）

●会長

ありがとうございました。ご説明に関しましてご質問・ご意見ございましたら
お願いいたします。

●委員

成田市外に委託している、お願いしている5施設ありますけど、偶々、その様な症例が生じたから、後付みたいな形で、委託という形になったんでしょうか。そう考えた場合は、随時お願いしなきゃいけない、患者さんの居場所によって、また新しい全然関係ない地方の施設が、生まれてくると考えてよろしんでしょうか。

○事務局

こちらの市外の施設と言うのは、成田市に住所を置いたまま、例えば息子さんのところとかにいる方が、地元の地域密着型の施設を利用したいという相談があった場合に、事前に地元の市町村と協議して、利用させていただいておりますので、余りないものと考えます。

●委員

介護保険の場合は、その後見人の住所に移るという場合は、後から転入、転出というのがよくありますよね。こういう、もう、他の市町村に行かれた方は、成田市じゃなくて、そちらの扶養されている方の方に、住民票を移すことをお願いするという形にならないんでしょうか。

○事務局

地域密着型施設というサービス事業というのは、基本的にその地域にお住まいの方が、利用できるというサービスになりますので、特にグループホームというのが、住民票を移してから、例えば成田市でいえば、3ヵ月、あと市町村によっては半年間と、住民として住んでいないと入ることができないため、成田市に住所を置いたままご利用いただいております。ただ、広域型の特養とか広域型の施設につきましては、即そこに住民票を持っていくこともできます。ただ、前住地の保険者の方が、利用料を払うという形になりますので、いわゆる住所地特例。グループホームにつきましては、住所地特例の扱いをしていないことから、所在地の市町村と協議をして、認めていただくと。ですから、みなしの指定をして使っていただくということが必要になってきます。

●会長

他に委員さんの方で、ご意見・ご質問はございますか。

それでは、2番目の地域密着型の運営に関しまして、ご承認いただいたということにさせていただきたいと思います。

私の方で、進行・議事等について2点ございましたので、事務局の方でお願いしたいと思います。

<議事終了>

6 その他

高齢者福祉課より、8月23日（土）開催予定の「地域包括ケア講演会」について説明。

7 傍聴

傍聴者 2名

8 次回開催日時（予定）

平成27年3月